

## 令和5年度図書館等職員著作権実務講習会実施細則

### 1 目的

著作権法施行令（昭和45年政令第335号）第1条の3第1項に掲げる図書館その他の施設（以下「図書館等」という。）の職員に対し、図書館等の実務に必要な著作権に関する知識を修得させる。

### 2 実施方法

本講習会は、オンデマンド配信による講義映像の視聴及び対面形式による演習問題（試験）により実施する。

#### (1) 講義映像の視聴

受講者は、文化庁が指定する以下の期間内において、著作権法概論、著作権法各論（Ⅰ）、著作権法各論（Ⅱ）の講義映像を視聴する（期間内であれば何回でも視聴可とする）。

#### 【視聴期間】

令和5年10月16日（月）～11月22日（水）

※視聴期間は変更になる場合がございます。変更の際は事前に受講者にご案内します。

※オンデマンド配信用URLは、受講決定通知の際に受講者宛てにご案内します。

#### (2) 演習問題（試験）

演習問題（試験）の実施会場は以下のとおりとし、試験は択一式とする。

#### 【西日本会場】

日時：令和5年11月28日（火）14時00分～16時00分

場所：ターミナルスクエア12F スクエアホール（〒700-0024 岡山市北区駅元町1-4）

#### 【東日本会場】

日時：令和5年12月15日（金）14時00分～16時00分

場所：一橋大学一橋講堂（〒101-8439 東京都千代田区一ツ橋2-1-2 学術総合センター内）

#### [日程]

13:00～14:00 受付

14:00～14:15 演習問題（試験）に関する事前説明

14:15～15:00 演習問題（試験）

15:00～15:20 休憩

15:20～16:00 演習問題の解説

※当日の運営状況により、終了時間が遅れる場合があります。

※受講者が多数の場合、午前（10時開始）、午後（14時開始）に分けて演習問題（試験）

を実施する可能性があります。その場合は、受講決定通知の際、各受講者宛てに開始時間をお知らせします。

### 3 受講資格（以下のいずれかに該当する者）

①司書となる資格を有する者

②司書補となる資格を有する者で当該資格を得た後3年以上図書館事務に従事した経験を有する者

③人事院規則で定める採用試験のうち、主として図書館学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職を対象とするものに合格した者

④大学又は高等専門学校を卒業した者で、図書館等に勤務する者

⑤高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第3学年を修了した者で、3年以上図書館事務又はこれに相当する事務に従事した経験を有し、かつ、図書館等に勤務する者

#### 4 受講申込手続

##### (1) 申込方法

文化庁ホームページ（著作権＞著作権に関する講習会・教材＞令和5年度の講習会）掲載の申込フォームよりご応募ください。

※申込の際は、いつでも連絡が取れる個人の携帯電話番号、メールアドレスを記入してください。提供のあった個人情報については、本講習会の目的・用途以外には使用しません。

※視覚や聴覚等の障害によりサポートが必要な場合は、備考欄にその旨ご記載ください。

※申込後、受講を辞退される場合は、[ckyouiku@mext.go.jp](mailto:ckyouiku@mext.go.jp)までご連絡願います（電話不可）。

##### (2) 申込期限 令和5年8月7日（月）～9月11日（月）まで（厳守）

##### (3) 受講料 無料

#### 5 受講者の決定

受講者は、申込者のうちから文化庁が選定し、受講を決定した者として、受講の可否につきましては、令和5年10月上旬に申込のあったメールアドレス宛に連絡します。

※応募者多数により受講者として選定されなかった方には、講義映像のオンデマンド配信用URLをご案内させていただきます。

#### 6 講師

文化庁職員

#### 7 修了証書の授与及び修了要件

演習問題（試験）の成績が良好な者に修了証書を授与します。

#### 8 留意事項

- ・応募者多数の場合、同一組織及び同一施設からの複数人数の応募については、お断りする場合がございます。
- ・当日発熱等の体調不良がみられる場合には来場をお控えください。
- ・必要に応じて感染防止のためのご協力をお願いすることがございます。